

ボランティアごみ収集業務委託 【単価契約】仕様書

1. 目的

本業務は、酒田市内（飛島を除く）において、ボランティア清掃活動により集められたごみ（以下、ボランティアごみという）の収集運搬を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項の規定により、業務委託することを目的とする。

2. 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において整備しなければならない。

3. 契約方法

- （1）契約方法は、酒田市契約規則による。
- （2）1件当たりの単価契約とする。積算に当たっては、年間予定件数46件とする。

4. 契約期間

委託に伴う契約履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 一般事項

- （1）業務委託名 ボランティアごみ収集業務委託【単価契約】

- （2）委託場所 酒田市内（飛島を除く）

- （3）委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

- （4）委託内容

受託者は、市民のボランティアごみの収集運搬を行い、広栄町三丁目133番地にある「酒田地区広域行政組合ごみ処理施設」、北沢字長面200番地にある「酒田地区広域行政組合リサイクルセンター」、浜中字新林1666番地ほかにある「浜中新林最終処分場」に搬入する。

- （5）収集日及び休日

- ① 収集日は、毎週月曜日から金曜日の平日とする
- ② 休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日と振替休日及び1月1日から1月3日とする。

- （6）収集時間

- ① 収集開始時間は、午前8時30分からとし、その日に収集を指定された場所のボランティアごみは、その日のうちに収集しなければならない。
- ② 収集したボランティアごみは、収集を指定された日の午後4時30分までに種類ごとに適切な搬入場所に搬入する。

- （7）収集場所

ボランティア清掃活動を行った市内各所（飛島を除く）とし、市民からの収集申込みがありしだい環境衛生課で指示する。

- （8）関係法令等の遵守

本業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に規定する基準、その他関係法令の規定を遵守し履行すること。なお、酒田市からの受託業務であることを十分に認識し、市民に対しては常に親切・丁寧に対応すること。

- （9）収集運搬車両

- ① 収集運搬車両は受託者が確保し、特定するものとする。
- ② 収集運搬車両（2トン積以上）は1台とし、収集運搬に適した車両とする。

③ 燃料及び消耗品は受託者の負担とする。

(10) 作業乗務員

① 作業乗務員は受託者が確保し、特定すること。

② 作業乗務員は原則として1台につき2人以上確保すること

(11) 安全対策

① 業務中は、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等、当該業務の委託に関する全ての条項を遵守し、事故防止に努めるものとする。

② 事故発生時等は速やかに環境衛生課に連絡すること。

(12) 業務の報告

ボランティアごみ収集運搬業務委託実績報告書を翌月の10日までに提出する。

(13) 個人情報の保護

この業務に関し知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

6. 特記事項

(1) 再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(2) 経費等の負担

受託業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者が負担する。

(3) 経費の積算

積算は、ボランティア清掃活動を行った市内各所（飛島を除く）の収集を指示される場所で、年間予定件数46件収集運搬する場合にかかる費用（人件費、燃料費、減価償却費、

被服費、車両費、社会保険料等）を積算し入札書を提出するものとする。

なお、入札額は消費税を含まないものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

7. 支払い方法

委託料は、1カ月ごとに、実績に契約単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。委託者は、受託者が月ごとに提出するボランティアごみ収集運搬業務委託実績報告書に基づき、10日以内に検査を行い、合格したときは、受託者は委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。委託者は受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。